

議案第 6 3 号

三田市総合福祉保健センター条例の一部を改正する条例の制定について

三田市総合福祉保健センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 2 年 8 月 3 1 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

## 三田市条例第 号

### 三田市総合福祉保健センター条例の一部を改正する条例

三田市総合福祉保健センター条例（平成7年三田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務第14条の2第3項を次のように改める。

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある（第12条を除く。）のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第3条の2第2項及び第3条の3第2項中「前項」とあるのは「市長の承認を得て前項」と、第7条中「公益上必要」とあるのは、「あらかじめ市長の承認を得て公益上必要」と、第8条中「市長は、規則」とあるのは、「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第9条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、別表備考第3項中「別に定める額を徴収」とあるのは「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て別に定める額を実費徴収」とする。

第14条の2の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第14条の3 前条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。